

南国市告示第2号

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の運営に関する指針を次のとおり告示する。

平成19年2月9日

南国市長 浜田 純

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の運営に関する指針

南国市は、市内に所在する指定地域密着型サービス事業者に該当する認知症対応型共同生活介護の運営に関する指針を次のとおりとする。

第1 転入者の取り扱い

南国市に所在する、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）事業所への転入者の入居について、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居を認める。

- (1) 他市町村から南国市に転入して6カ月を経た者のうち、介護・福祉施設、医療機関を除く南国市内の住居に1カ月以上居住実態が認められる者。
- (2) 前号のほか市長において入居させることを特に必要と認めた者。

第2 南国市以外の市町村被保険者の取り扱い

1 南国市に開設された指定認知症対応型共同生活介護事業所に、他市町村の被保険者が入居を希望する場合、原則として入居を認めないが、入居希望者の所在する市町村に事業所が無い等の特段の事情がある場合については、入居希望者毎に南国市と当該市町村との協議により入居に同意するか否かの判断をする。

2 前項において、特別に入居を認められる入居者は、市内の指定認知症対応型共同生活介護事業所それぞれ1事業所につき1名までとする。

附則

- 1 この指針は平成19年2月9日から適用する。